

## ○関西大学ハラスメント防止に関する規程

平成21年3月5日

制定

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人関西大学及びその設置学校（以下「本学」という。）において、すべての学生、生徒、児童、園児、職員及び本学関係者（以下「構成員」という。）に対し、公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究、就業等の機会及び権利を保障することを目的として、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、本条第2項の各号に定めるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを含み、本学の構成員相互の関係において、本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者とりわけ下位ないし弱い立場にある者に対し、精神的不利益を生じさせ、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、教育研究環境又は就業環境等を悪化させるあらゆる不適切な言動をいう。

2 次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) セクシュアル・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者の意に反する性的な言動であり、他の者にとって不快な性的言動として受け止められ、他の者にさまざまな不利益を与えたり、不快感、脅威又は屈辱感を与え、教育研究環境、就業環境等を悪化させることをいう。

#### (2) アカデミック・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、教育研究の場において、優越的地位又は有利な立場にある者がその地位や立場を利用し、又は逸脱して、より下位又は不利な立場の者に対し、教育研究上の不適切な言動・指導等を行い、学習や研究の意欲を減退させ学習環境や教育研究環境を悪化させることをいう。

#### (3) パワー・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、職務上又は学生活動上、優越的地位にある者がその地位や職務上の権限を利用し、又は逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動、指導、処遇を行い、就業その他の意欲の低

下や環境の悪化をもたらすことをいう。

#### (4) その他のハラスメント

前3号には該当しないが、他の者の意に反する言動であり、本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者にとって不快な言動として受け止められ、他の者にさまざまな不利益を与えたり、不快感、脅威又は屈辱感を与え、教育研究環境、就業環境等を悪化させることをいう。

#### (本学各機関の責務)

第3条 本学の各機関に対してハラスメントに関する相談や申し出があった場合、各機関はこれに誠実に対応し、ハラスメント防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 本学の各機関は、自らハラスメントの発生防止に努め、第5条第2号に規定するハラスメント防止委員会からハラスメントの防止及び対応にかかわる諸活動に協力を求められたときは、これに応じなければならない。

3 本学の各機関は、ハラスメントに関する情報の管理について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (構成員の責務)

第4条 構成員は、ハラスメントが本学における教育研究環境、就業環境等を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を創り出し、維持するよう努めなければならない。

2 構成員は、ハラスメントに関する理解を深めるための研修を受けるよう努めるものとする。

### 第2章 ハラスメント防止関連委員会等の設置

#### (設置)

第5条 第1条の目的を達成するため、本学に次に掲げる委員会等を置く。

- (1) ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）
- (2) ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）
- (3) ハラスメント事前審査会（以下「事前審査会」という。）
- (4) ハラスメント調停員（以下「調停員」という。）
- (5) ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）

### 第3章 相談員

#### (相談員の任務)

第6条 相談員は、ハラスメントに関する相談を申し出た者（以下「相談者」という。）及

びハラスメント被害を申し出た者に対し、本学の多様な対応方法としての緊急措置、調停及び調査について具体的に説明する。

- 2 相談員は、必要に応じて被害を申し出た者にカウンセリング機関を紹介する。
- 3 相談員は、被害を申し出た者が緊急措置を要請した場合は、直ちに第16条所定の手続きをとる。
- 4 相談員は、被害を申し出た者が調停又は調査を要請した場合は、防止委員会委員長にその旨を報告し、第17条所定の事前審査会の招集を要請する。
- 5 相談員は、相談者及び被害を申し出た者のプライバシーに十分に配慮し、相談業務の記録を適切に管理するとともに、懸案中を除くすべての相談記録を整理のうえ、年度末に防止委員会委員長に報告しなければならない。
- 6 相談員は、カウンセリング能力及び判断力を養うため、研修等に参加するものとする。  
(相談員)

第7条 相談員は、次の者をもって充てる。

- (1) 各学部から選出された教育職員 各1名
  - (2) 心理学研究科から選出された教育職員 1名
  - (3) 法務研究科から選出された教育職員 1名
  - (4) 会計研究科から選出された教育職員 1名
  - (5) 第一高等学校・第一中学校・幼稚園から選出された教育職員 1名
  - (6) 北陽高等学校・北陽中学校から選出された教育職員 1名
  - (7) 高等部・中等部・初等部から選出された教育職員 1名
  - (8) 事務職員から選出された者（千里山キャンパス1名、高槻キャンパス・高槻ミューズキャンパス1名、堺キャンパス1名） 3名
  - (9) 学外の専門家 2名以上
- 2 前項第1号から第4号まで及び第9号の相談員は学長の推薦により、同項第5号から第7号までの相談員は校長又は園長の推薦により、同項第8号の相談員は総務局長の推薦により、理事会が任命する。
  - 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - 4 相談員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 相談員は、可能な限り両性をもって充てる。  
(相談の受付)

第8条 相談は、面談のほか、手紙、電話、ファックス、電子メール等いずれでも受け付ける。

2 相談は、直接、窓口を訪れる相談者だけではなく、匿名による相談や第三者の相談も受け付ける。

3 相談員は、氏名、所属、連絡用電話番号、電子メールアドレス等を公示する。

4 相談員以外の職員が相談を受けた場合、その職員は、相談者及び被害を申し出た者のプライバシーに十分配慮するとともに、その者の意向を尊重したうえで、相談員に紹介する。

5 防止委員会委員長は、相談員から報告があった場合、相談員と協議の上、被害を申し出た者及びハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）の所属する機関等の長、学生センター所長又は総務局長（以下「所属長等」という。）に報告する。

（相談員の遵守事項）

第9条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

（1） 相談者及び被害を申し出た者の主体的な選択、判断を尊重し、その者ととともに解決策を見出すよう努力すること。

（2） 相談者及び被害を申し出た者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと。

（3） 相談者及び被害を申し出た者に対して、ハラスメントに当たるような言動を行わないこと。

（相談員の解任）

第10条 防止委員会は、理事会に相談員の解任を要請し、相談員の推薦者に後任者の推薦を要請することができる。

（相談室）

第11条 相談者の相談に応じるため、本学にハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を設置し、専門の職員が対応する。

2 相談室の職員は、相談者及び被害を申し出た者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

#### 第4章 防止委員会及び事前審査会

（防止委員会の任務）

第12条 防止委員会は、次に掲げる任務を行う。

（1） 本学におけるハラスメントの防止、啓発、研修、相談及び救済に関する基本的政策の立案に関すること。

- (2) 現状把握のための調査に関する事。
- (3) その他ハラスメントの防止に関する事。

(防止委員会の構成)

第13条 防止委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長のうち1名
- (2) 学生センター所長
- (3) 心理相談室長
- (4) 総務局長
- (5) 相談員のうちから学長が指名する者 2名
- (6) 各学部から選出された教育職員 各1名
- (7) 心理学研究科から選出された教育職員 1名
- (8) 法務研究科から選出された教育職員 1名
- (9) 会計研究科から選出された教育職員 1名
- (10) 教育推進部又は国際部から選出された教育職員 1名
- (11) 第一高等学校・第一中学校教頭のうち1名
- (12) 北陽高等学校・北陽中学校教頭のうち1名
- (13) 高等部・中等部・初等部教頭のうち1名
- (14) 幼稚園教頭
- (15) 事務職員から選出された者 2名

2 前項第5号から第10号までの防止委員会委員は学長の推薦により、同項第11号から第13号までの防止委員会委員は校長の推薦により、同項第14号の防止委員会委員は園長の推薦により、同項第15号の防止委員会委員は総務局長の推薦により、理事会が任命する。

3 第1項第5号から第10号まで、及び第15号に規定する防止委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第5号から第10号まで、及び第15号に規定する防止委員会委員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

5 防止委員会は、可能な限り両性をもって構成する。

(防止委員会委員長等)

第14条 防止委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の防止委員会委員をもって充てる。

2 防止委員会に副委員長を置き、防止委員会委員のうちから防止委員会委員長が指名する。

- 3 防止委員会副委員長は防止委員会委員長を補佐し、防止委員会委員長に事故あるときは、その任務を代行する。

(防止委員会の運営)

第15条 防止委員会委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

- 2 防止委員会は、防止委員会委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。
- 3 防止委員会委員長は、必要がある場合には、防止委員会の承認を得たうえで、防止委員会委員以外の者の出席を求めることができる。

(緊急措置)

第16条 相談員は、被害を申し出た者から被害拡大を防ぐための緊急措置の要請を受けた場合、直ちに防止委員会委員長に報告する。

- 2 防止委員会委員長は、被害を申し出た者及び相手方の所属長等に直ちに報告するとともに、必要な事実確認を行い、その結果に応じて所属長等と協議のうえ、教育研究、就業等が正常に行われるために必要な措置を講じる。
- 3 防止委員会委員長は、被害を申し出た者に緊急措置の経過及び結果を伝えなければならない。

(事前審査会)

第17条 防止委員会委員長は、相談員を通じて、被害を申し出た者から調停又は調査の要請を受けた場合は、被害を申し出た者の相談内容及び要請内容に関して事前審査会を開催しなければならない。

- 2 事前審査会は、次の者をもって構成する。

(1) 防止委員会委員長

(2) 防止委員会委員長が防止委員会委員のうちから指名する者 2名

(3) 弁護士 1名

- 3 事前審査会は、被害を申し出た者から相手方との話し合いにより解決を図るための調停要請を受けた場合、その根拠等を聴取し、相当の理由があると認められるとき、第18条に定める調停員を選出する。
- 4 事前審査会は、被害を申し出た者からハラスメントの事実確認を行うための調査要請を受けた場合、その根拠等を聴取し、相当の理由があると認められるとき、第23条に定める調査委員会の設置を要請する。
- 5 防止委員会委員長は、被害を申し出た者に事前審査の結果を報告する。

6 防止委員会委員長は、被害を申し出た者から事前審査結果への疑義の申立てが出された場合、被害を申し出た者に疑義に対する説明を行う。

7 事前審査の結果は、調停又は調査の手続きにおいて、基礎資料として取り扱わなければならない。

(調停員の選出等)

第18条 事前審査会は、前条第3項に定める場合で、両性にかかわる事案については、防止委員会委員のうちから両性2名の調停員を選出しなければならない。この場合において、調停員には調停を要請した者及び相手方（以下「当事者」という。）が所属する学部・研究科・部局等以外の者を選出するものとし、相談員及び事前審査会委員を兼任させてはならない。

2 調停員の任期は、当該事案に関する調停が終了するまでとする。

(調停の手続)

第19条 調停員は、直ちに調停の日時及び場所を決め、当事者に通知しなければならない。

2 当事者は、それぞれ調停に際し、自らへの助言を目的とする付添人を1名つけることができる。この場合における付添人は、学内者であることを要しない。

3 調停は、同室調停又は別室調停とし、調停を要請した者がいずれかを選択することができる。

(調停員の遵守事項)

第20条 調停員は、任務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努め、解決策への誘導や押しつけを行わないこと。

(2) 当事者の一方にくみし、若しくは一方を責めるような言動又は被害のもみ消しになるような言動を行わないこと。

(3) 相手方から「同意があった」との抗弁があった場合又は申立事実の存在を否認する場合においても、公正中立な立場を保つこと。

(4) 別室調停の場合、調停の進捗状況を適宜当事者に伝えること。

(調停員の交替又は調停打ち切りの申出)

第21条 調停員に前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、当事者は、直接又は防止委員会委員長を通じ、事前審査会に調停員の交替又は調停の打ち切りを申し出ることができる。

2 調停員の交替の申出があったときは、事前審査会は、新たな調停員を選出しなければならない。

らない。

(調停の終了)

第22条 調停が次に掲げる事由に該当するときは、終了するものとする。

- (1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
  - (2) 当事者が調停の打ち切りを申し出たとき。
  - (3) 調停員が、相当期間内に当事者間の合意の成立する見込みがないと判断したとき。
- 2 前項第2号又は第3号に掲げた事由により調停が終了した場合、調停員は、調停を要請した者に調停に替わる手続きを説明しなければならない。
- 3 調停を要請した者が調査委員会の設置を要請した場合、調停員はその旨を直ちに事前審査会に報告しなければならない。
- 4 調停員は調停が終了したとき、調停の経過及び結果を直ちに事前審査会に報告しなければならない。

## 第5章 調査委員会

(調査委員会の設置主体)

第23条 事前審査会の要請に基づき、ハラスメントの事実関係を調査するため、原則として事案毎に調査委員会を設置する。

- 2 当事者のいずれか一方が、大学に所属する教育職員又は学生等である場合は、学長が調査委員会を設置するものとし、それ以外の場合は、理事長が指名する常勤の役員(以下「常勤役員」という。)が設置するものとする。

(調査委員会の任務)

第24条 調査委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) ハラスメントの事実関係の迅速な調査(3カ月以内)  
ただし、やむを得ない事由により、調査が3カ月以内に完了する見込みがない場合、調査を要請した者の承諾を得て、調査期間を延長することができる。
- (2) 当該事案につき事情を知る者からの事情の聴取
- (3) 調査委員会の設置を要請した者への救済措置及び相手方に対する処分・措置等の提言
- (4) 調査の進捗状況の当事者に対する適宜の報告

(調査委員会の構成)

第25条 調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、調査委員会委員には、相談員及び防止委員会委員を兼任させてはならない。

(1) 職員 4 名

(2) 弁護士 1 名

2 前項第 1 号の調査委員会委員は、両性にかかわる事案においては両性で構成するものとし、当事者が所属する学部・研究科・部局等以外の者を選出する。また、学長が設置する調査委員会には、大学教育職員を、常勤役員が設置する調査委員会には、大学教育職員以外の職員を選出する。

3 調査委員会委員は、学長又は常勤役員の推薦により理事会が任命する。

(調査委員会委員長等)

第26条 調査委員会に委員長を置き、調査委員会委員長は、調査委員会委員の互選により選出する。

2 調査委員会委員に欠員が生じたときは、理事会は、学長又は常勤役員の推薦する新たな調査委員会委員を任命しなければならない。

(調査委員会の運営)

第27条 調査委員会委員長は調査委員会を招集し、その議長となる。

2 調査委員会は、全調査委員会委員の出席をもって成立し、議事は調査委員会委員の 4 名以上の賛成をもって決する。

3 調査委員会委員長は、必要がある場合には、調査委員会の承認を得たうえで、調査委員会委員以外の者に出席を求めることができる。

(調査の手續)

第28条 調査委員会は、直ちに調査の日時及び場所を決め、調査を要請した者及び相手方(以下「調査当事者」という。)に通知しなければならない。

2 調査当事者及び当該事案につき事情を知る者は、相当の理由がない限り、調査委員会の調査への協力を拒むことができない。

3 調査当事者は、それぞれ調査に際し、自らへの助言を目的とする付添人を 1 名つけることができる。この場合における付添人は、学内者であることを要しない。

(調査委員会委員の遵守事項)

第29条 調査委員会委員は、任務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 当事者の一方にくみし、若しくは一方を責めるような言動又は被害のもみ消しになるような言動を行わないこと。

(2) 相手方から「同意があった」との抗弁があった場合又は申立事実の存在を否認する

場合においても、公正中立な立場を保つこと。

(調査委員会委員の交替の要請)

第30条 調査委員会委員に前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、調査当事者は1回に限り、学長又は常勤役員に対し当該委員の交替を要請することができる。

2 前項の要請があったとき、理事会は、学長又は常勤役員の推薦により新たな調査委員会委員を任命する。

(調査の終了)

第31条 調査が次に掲げる事由に該当するときは、終了するものとする。

(1) 調査委員会の調査が終了したとき。

(2) 3カ月以内に調査が完了せず、相当期間を延長しても調査が完了する見込みがない場合で、調査委員会が、調査の終了について調査を要請した者から承諾を得たとき。

2 調査が終了したときは、調査委員会委員長は、直ちに調査結果を学長又は常勤役員に報告・提言する。

(調査委員会の報告に基づく措置)

第32条 学長又は常勤役員は、調査委員会から報告及び提言を受けたときは、直ちにそれらを防止委員会に伝えるものとする。

2 学長又は常勤役員は、調査委員会から調査を要請した者に対する救済措置の提言を受けた場合、その者の所属長等に、その報告を行う。

3 学長又は常勤役員から前項の報告を受けた所属長等は、調査委員会からの提言に基づき、直ちに必要な救済措置を講ずる。

4 学長又は常勤役員は、調査委員会から相手方に対する懲戒等の提言を受けた場合は、相手方の所属長等にその報告を行う。

5 学長又は常勤役員から前項の報告を受けた所属長等は、次の措置を講ずる。

(1) 対象者が学生等のとき、学部長・研究科長等は、当該学部・研究科等において、その報告に基づき審議し、関西大学学生懲戒処分規程等に基づき、直ちに必要な手続きを開始する。

(2) 対象者が大学教育職員等のとき、学部長・研究科長等は、当該学部・研究科等において、その報告に基づき審議し、その結果を学長に報告する。この場合において、学長は職員懲戒規程に基づき、理事会へ意見具申を行う。

(3) 対象者が第一高等学校・第一中学校教育職員のとき、校長はその報告に基づき審議し、職員懲戒規程に基づき、理事会へ意見具申を行う。

- (4) 対象者が北陽高等学校及び北陽中学校教育職員のとて、校長はその報告に基づき審議し、職員懲戒規程に基づき、理事会へ意見具申を行う。
  - (5) 対象者が高等部・中等部・初等部教育職員のとて、校長はその報告に基づき審議し、職員懲戒規程に基づき、理事会へ意見具申を行う。
  - (6) 対象者が幼稚園教育職員のとて、園長はその報告に基づき審議し、職員懲戒規程に基づき、理事会へ意見具申を行う。
  - (7) 対象者が事務職員のとて、総務局長はその報告に基づき審議し、職員懲戒規程に基づき、理事会へ意見具申を行う。
- 6 学長又は常勤役員等は、対象者のプライバシーを尊重しながら、当該事案の経過と処分内容を構成員に公表する。
- 7 学長又は常勤役員は、調査当事者の要請があれば、調査委員会の調査報告の一部又はすべてを調査当事者に開示しなければならない。
- 8 調査当事者から調査結果への疑義の申立てが出された場合、学長又は常勤役員は、調査委員会委員長に相談のうえ、調査当事者に疑義に対する説明を行う。

## 第6章 関係者の遵守義務

### (全般的遵守事項)

第33条 相談員、防止委員会委員、事前審査会委員、調停員、調査委員会委員その他当該事案に関与した者は、事案に対応するうえで知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用してはならず、関係者の名誉とプライバシーが侵害されることのないよう、また、何らかの二次被害が生じないよう十分に配慮しなければならない。

### (不利益取扱及び虚偽の申立・証言の禁止)

第34条 ハラスメントの相談及び調査等における聴取を理由として、本学におけるいかなる不利益取り扱いもなされてはならない。

- 2 ハラスメントの相談及び調査等における聴取において、虚偽の申立てや証言をしてはならない。
- 3 聴取の過程において、虚偽の申立てや証言であることが明らかになった場合、相手方の名誉回復の措置が講じられるものとする。

## 第7章 雑則

### (事務)

第35条 この規程に関する事務は学生生活支援グループが行う。ただし、学長が設置する調査委員会の事務は、学長課が行い、常勤役員が設置する調査委員会の事務は、総務課が

行う。

2 前項にかかわらず事案の性質や内容により、関連部署が協力して事務を分担することとする。

3 この規程については、運用の状況をみて、定期的な検討・見直しを行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程（平成11年10月8日制定）は廃止する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年7月2日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年10月29日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。